

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	課長会議 1925
		決裁期日	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
名 称	(3 月定例) 課長会議		
日 時	平成 2 6 年 3 月 3 1 日 9 時 0 0 分 ~ 1 0 時 3 5 分		
場 所	第 3 会議室		
出席者	町長、副町長、教育長 課長職 10 人 (代理 1 人を含む。) 欠席 1 人 事務局 1 人 合計 14 人		

内 容

町長あいさつ

- ・ 本日は H25 年度末日である。定年退職の課長が 1 名いるが、これまでの感謝とともに、今後はまた違う立場で町のために協力をお願いする。
- ・ 明日から新年度であるが、これまでを振り返り、町民に対して何をなすべきかを認識し、それを形にしていって欲しい。
- ・ 様々な課題があり、それぞれが大きいものであるが、チームワークを強くし、真に町民が町の取り組みを実感できるよう取り組まれない。

[進行 : 副町長]

1 辞令交付式について【総務課】

2 職員の退職及び採用について【総務課】

総務課長 : ・ 議案に記載のとおり一括して説明。

副 町 長 : ・ 辞令交付式には、各課保安要員を残し全職員の出席をお願いする。

3 行政組織規則等の一部改正について【総務課】

総務課長 : ・ 別添資料により説明。

- ・ 行政組織規則 (別表) 専決規程 (別表) について、4 月 1 日施行で改正手続きを行うので、最終確認いただき、追加・修正等は本日中をお願いする。

副 町 長 : ・ 各課で最終チェックし、改正していくことを全体で確認する。

4 平成 2 6 年度職員研修について【総務課】

総務課長 : ・ 別添資料により説明。

- ・職員研修の参加希望について、4月8日（火）までの報告を依頼する。
- ・上川管内町村職員合同研修は、H26からの新規事業であり、積極的な参加をお願いする。
- ・指定研修の参加については、後日指定職員に通知し日程等調整する。
- ・新採用職員研修については、1回目が明日の14時45分から、2回目は4月22～24日で予定している。2回目の地方自治法・地方公務員法研修については、職務替えの職員も対象にするので、出席をお願いする。
- ・新採用職員研修の研修科目について、2科目を募集するので、4月8日（火）までに報告を依頼する。
- ・H27に自治大学校の派遣を予定しており、今年の秋頃に希望調査を実施する。
- ・自衛隊での1泊2日の体験研修を予定している。対象者と内容については、検討中である。

- 副町長：・自衛隊での体験研修は、詳細が決まり次第課長会議でお知らせする。
- ・新採用職員研修の2科目については、出前講座でこれまで活用のなかったものを中心に積極的に手を挙げて欲しい。
 - ・研修派遣に向けては、業務調整し対応されたい。

5 年度末の会計事務処理について【会計課】

会計管理者：・別添資料により説明。

- ・4月4日（金）までに提出をお願いする。

副町長：・年度が混在するため、会計処理は間違いのないよう進めて欲しい。

6 その他

総務課関係

(1) 情報提供コーナーの整理と保存文書目録の提出について

総務課長：・情報提供コーナーは今後ホームページ等により整備していく予定だが、それまでは従来どおり整理していくので、収蔵情報の追加や削除等があれば総務班へ連絡をお願いする。

- ・H25年度の保存文書目録は、4月11日（金）までに提出をお願いする。

(2) 時間外勤務命令簿の取扱いについて

総務課長：・別添資料により説明。

- ・3年前にも通知しているが、扱いが統一されていないため、改めて通知するものである。事前命令のほか、時間は30分単位であること、また週休日勤務は特別の理由がない限り命令の対象とならないこと、開始時間などの徹底をお願いする。

副町長：・時間外勤務は、自分の都合であるものではない。伺いではなく、命令であることの徹底をされたい。

(3) 非常勤嘱託職員の任用・年次有給休暇の付与について

総務課長：・別添資料により説明。

- ・年金報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、非常勤嘱託職員の任期についても見直しを行い、4月1日施行とする。

- ・併せて、年次有給休暇について、職員と同様に在職の月数に応じて付与することとする。
- ・満60歳以後に再度任用された場合は、報酬月額を勤務年数にかかわらず、任用期間満了までの期間、1級9号給とするものとする。

副町長：・取扱いが変更することは、各課においても徹底されたい。

- ・60歳以後の再度任用の場合の任期の末日は、退職共済年金等の支給開始年齢に達する月の末日とする。

総務班主幹：内容について不明な点は、総務班へ問い合わせをお願いする。また、現在任用している非常勤嘱託職員の退職共済年金等の支給開始年齢のわかる資料を後日各課長あてに送る。

副町長：・H26年度に対象となる者が1名おり、8月で61歳となるので、任期の末日は今年8月末となる。各課でしっかり把握をお願いする。

(4) 個人情報取扱事務の点検・整理について

総務課長：・別添資料により説明。

- ・個人情報取扱事務については、各所管ごとに内容の点検を行い、変更・訂正・新規で開始する事務がある場合、所定の届出書により、4月25日(金)までに総務班へ提出をお願いする。
- ・データ内部利用(申請)記録書については、新たに届出番号欄を設けたので、必ず番号を記入し、総合窓口班へ提出して欲しい。

議会事務局関係

(5) 平成26年度議会日程計画(案)について

議会事務局長：・別紙年間予定表により、取り進める予定である。

町民生活課関係

(6) 平成26年度広報掲載計画について

税務班主幹：・H26広報掲載計画は、別添のとおり。

- ・追加等があれば、4月7日(月)までに資料置場の掲載計画に記載をお願いする。
- ・広報4/25日号の原稿締め切りも4月7日(月)までとなっている。
- ・広報のお届けボランティアについては、グループウェアで周知するが、今年度も協力をお願いする。
- ・住民会長との町政懇談会は、4月21日(月)の予定であり、案件の報告は4月4日(金)までに自治推進班へお願いする。

(7) 町税等滞納処理対策プロジェクトの実施について

税務班主幹：・H26のプロジェクトは、5月を予定している。対象者、手法については、5月に班長会議の案内とあわせて通知する。

(8) 行政サービス制限事業の確認について

税務班主幹：・別紙一覧表により説明。

- ・追加や修正等があれば、本日の15時までに報告をお願いする。

(9) 北海道工業大学との地域連携協定等に係る行政課題の抽出について

税務班主幹：・別添資料により説明。

- ・北海道工業大学とは地域連携協定を締結し、これまでも連携を図ってきているが、文部科学省の補助事業を実施するに当たり、町が抱える行政課題の解決に向けて、北海道工業大学と連携した事業の検討を行う。この検討に向けた行政課題の抽出にあたり、4月9日(水)に関係部署間の打ち合わせを行う。案内は、後日通知する。

副町長：・3月25日に町長と町民生活課長で北海道工業大学へ打ち合わせに行っている。その中で、検討して欲しい課題として、次の5件を出している。貯水力発電、十勝岳温泉の廃熱の利活用、雪の利活用、商店街づくり、町全体の賑わいづくり

町長：・研究機関と行政が共同研究するというよりは、テーマに基づいて学生を派遣する、学生の研究が主となると考えている。

全 体

行政組織機構図について【総務課】

総務課長：・別添の組織機構図について、業務内容を重点に確認いただき、訂正等がある場合は本日中に総務班まで連絡をお願いします。

遅延利息の率の変更について【建設水道課】

建設水道課長：・政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延利息の率が今年4月1日から、2.9%に変更となる。

副町長：・契約書等については、変更後の率により事務をとり進めて欲しい。

来月の行事予定について

- ・4/12 商工会青年部総会 18:00 セントラルプラザ
- ・4/11 農協総代会 9:00 農協
- ・4/12 開拓記念日と5/24 十勝岳爆発記念日

閉会あいさつ

建設水道課長：・退職にあたり、ご挨拶をいただく。

副町長：・以上で会議を閉じる。

[会議終了 : 10 時 35 分]